

話し合いの概要（平成 29 年 9 月 7 日）

（団体）

「部落差別の解消の推進に関する法律」における施策について、県が国の指示待ち、スケジュール待ちの姿勢では市町村もそうなり、県民の理解や気づきが期待できないのではないか、県としての取組、考え方について、見解をいただきたい。

（県）

県では、国の指示待ちということではなく、同和問題を「高知県人権尊重の社会づくり条例」の中で解決すべき課題と位置付け、これまでもいろんな取組みを行ってきたし、今後も引き続き、しっかりと取り組んでいく。

また、市町村に対しては、法律の施行後、担当者会等の研修会において、法律の趣旨等について説明するとともに、各市町村のホームページで法の周知を図るよう依頼した。

（団体）

法律を県民により丁寧に周知していくことが肝心だと思うが、そのためには、まずは県の職員に法律が制定されたことや法律の内容を知ってもらい、身につけてもらう事が大事になると思うが、そこをどうしていくのかお聞きしたい。

（県）

県職員については、毎年、新規採用職員研修において、人権に関する研修を実施している。また、県の出先機関を含む各職場の人権問題研修主任を対象に研修も実施しており、法律の施行後は、各研修において法の周知を図っている。

（団体）

県職員の研修については、体系立てた理解が進んでいるか検証してほしい。

（県）

体系立てた研修については、実情を含め検討させていただきたい。

（団体）

人権尊重の社会づくり条例に基づく協議会の委員に、本当の意味での部落差別の実態を知っている当事者の意味が反映されるよう、被差別当事者を入れていただきたい。

（県）

人権尊重の社会づくり協議会は、政策的な基本方針のあり方などを協議する場であり、学識経験者に委員をお願いしている。

(団体)

相談体制の充実や実態調査について、隣保館や高知県隣保館協議会とも協力して、取り組んでいただきたい。

(県)

隣保館や高知県隣保館協議会との連携は、県が高知県隣保館連絡協議会に隣保館職員研修を委託し、その研修会には人権課の職員も参加している。

実態調査については、法律で、国が地方自治体の協力を得て実施するとされているため、全国知事会を通じて、国に対して、その内容等を早急に明らかにするよう要請を行っている。

(団体)

国の指示待ちではなく、県としてどういった実態調査が必要か主体的に検討し出来ることをやっていただきたい。

(県)

県としても、これまで10年ごとであった「人権に関する県民意識調査」を5年ごとに実施していくこととし、意識の実態の把握に積極的に取り組んでいる。

(団体)

実態調査については、実態を正しく把握していかなければ、より効果的な施策を打つことはできないと思う。被差別側の生活の実態や課題を把握しなければならないと思っている。他の自治体では、例えば国税調査のデータを活用し被差別部落の実態を把握しているので、こういったものを参考に多面的な部落差別の実態把握を行っていただきたい。

(県)

県では、一般対策への移行後は、地域を限定しての施策や調査は実施していない。ただ、法律に基づく調査が地域を特定して実施するのであれば、国の方針に従い県として協力していく。

(団体)

インターネット上には、見るに見かねるような悪質な差別や、人権侵害が相次いでいる。行政が、差別のあおり放題、載せ放題を許さないという姿勢を示すことが、県民啓発になり、抑止効果にもつながると考えるので、他県など先進地の例を学びながら、県と市町村が連携して、モニタリングの取組を立ち上げていただきたい。

(県)

法務省が来年度予算で、新たにインターネット上の対応について概算要求している。こういったものを活用するとか、市町村にどういった協力が得られるかということは今後検討していきたい。